近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

（1）　このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。

（2）　このデジタルアーカイブの利用に際しては「東京大学経済学図書館電子資料利用規則」に同意したものとみなされます。

（3）　印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。

（4）　画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。

（5）　画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。

（6）　文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。

（7）　本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

（8）　本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

御方舊記類集

御中間、幷家中奉公人之部

御條目、幷誓紙一札等之部

都家
株式
経済
研究
80
72
2

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077

御方古例類集

御中間　中奥人　御小間

御作図　御書　抵一孔　茅之部

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077

朱書

○御中宮様御事ハ云々一件同録

一 御年廿五云々ハ宮方ニ廿五年ニ成一件元中陰ニ云々

二 御中宮中逝被成候ハ、切不拵之事 二丁

三 中宮様云々切不立度ニ事 同

四 中宮様云々元逝ニ成候ハ、之物之事 三丁

五 中宮ニ給ハ、ハ、下ニ指出一件 四丁

六 御宮中ニ云々事 五丁

七 ハ、御面元ニ云々事 切事ハ拵式仮ニ成

別方ニ云々出事 六丁

八 御中宮云々ハ、中陰云々元出拵之事 同

九 同宮様云々ハ、中逝宮様ハ、ハ、元出事 七丁

十 中宮様ニ云々元ニ仕ル、ハ、ハ、拵ニ事 八丁

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077

朱書

十二 中山道筋宿場ニ於テ馬ヲ出シ人ヲ出シ候ニ付テ之ヲ止ル一件 一九丁

十三 中山道筋ニ於テ馬ヲ出シ人ヲ出シ候ニ付テ之ヲ止ル一件 一九丁

十四 御中宮ヲ始メ奉リ人馬ヲ出シ候ニ付テ之ヲ止ル一件 一九丁

十五 御中宮ヲ始メ奉リ人馬ヲ出シ候ニ付テ之ヲ止ル一件 一九丁

十六 御中宮ヲ始メ奉リ人馬ヲ出シ候ニ付テ之ヲ止ル一件 一九丁

十七 御中宮ヲ始メ奉リ人馬ヲ出シ候ニ付テ之ヲ止ル一件 一九丁

十八 御中宮ヲ始メ奉リ人馬ヲ出シ候ニ付テ之ヲ止ル一件 一九丁

十九 御中宮ヲ始メ奉リ人馬ヲ出シ候ニ付テ之ヲ止ル一件 一九丁

二十 御中宮ヲ始メ奉リ人馬ヲ出シ候ニ付テ之ヲ止ル一件 一九丁

二十一 御中宮ヲ始メ奉リ人馬ヲ出シ候ニ付テ之ヲ止ル一件 一九丁

二十二 御中宮ヲ始メ奉リ人馬ヲ出シ候ニ付テ之ヲ止ル一件 一九丁

二十三 御中間頻ニ路銀ヲ出シ候ニ付テ之ヲ止ル一件 一九丁

朱書

東京帝國大學附屬圖書館
經
4641
大正十三年登記

經濟學部

東京帝國大學附屬圖書館
昭和三年
十月受入印

一御家中ハ如何ニ成ル人ハ不勝手ニ成ル者ハ第一ニ
其中ニ於御家ハ覺元中御氏ニ成ル者ハ例
一御家中ハ二人ニ二季出代リニ成ル者ハ
仕ル人ニ成ル者ハ不仕ル者ハ
成ル者ハ不仕ル者ハ
主人ニ成ル者ハ
面ニ成ル者ハ義士第ニ成ル
迎ニ成ル者ハ
ニ上ル
ニ成ル者ハ
ニ成ル者ハ
ニ成ル者ハ

朱書

一小浦左兵衛と長崎と上方へ出船仕候者ども有之候ハ
ゝ其方ども任其上方へ出船仕候ハ
上方都代官より之御届ハ
申渡ハ
仕候ハ
ゝ代官方へ
ハ
ハ
ハ

朱書

等ハ猶ヨリ御吟味ノ事

慶應四辰年閏四月

三一 中宮中ヨリ公人切米立廃ニ成ル事

中宮中ヨリ公人切米立廃ニ成ル歎ハ聞ヘ申ス公人ニ成ル歎ハ
勝手ニ付ハ御ヨリ申出ル事ニ付ハ御ヨリ申出ル事ニ付ハ御ヨリ
ニ付ハ公人ハ右ヨリ申出ル事ニ付ハ御ヨリ申出ル事ニ付ハ
御勝手ニ付ハ公人ハ暇出シ申ス事

一 公人ハ立廃ニ成ル事ニ付ハ公人ハ暇出シ申ス事ニ付ハ
御勝手ニ付ハ公人ハ暇出シ申ス事ニ付ハ右ヨリ申出ル事ニ付ハ
ニ通ハ御勝手ニ付ハ公人ハ暇出シ申ス事ニ付ハ右ヨリ申出ル事ニ付ハ
公人ハ立廃ニ成ル事ニ付ハ御勝手ニ付ハ公人ハ暇出シ申ス

朱書

[illegible]

実保元寅年七月

一中津方ヨリ西中津ヘ出ス人（[illegible]）

[illegible]

公儀ヨリ御[illegible]ヘ[illegible]

[illegible]

右之條件[illegible]

中津方ヨリ西中津ヘ出ス人（[illegible]）

[illegible]

一中津方ヨリ西中津ヘ出ス人（[illegible]）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

朱書

六拍子之事

宝暦十二年二月廿五日

一去ル六月廿日中山中納言殿ヨリ御使ヲ以テ被仰渡候ハ、其方人数拍子之人数ニ相頼ミ別紙之通ニ相渡シ申候間ハ、其方ニ御勤ノ事ニ候ハ、其方人数ニ相頼ミ別紙之通ニ相渡シ申候間ハ、其方ニ御勤ノ事ニ候

一中山宰相殿ヨリ被仰渡候ハ、其方人数ニ相頼ミ別紙之通ニ相渡シ申候間ハ、其方ニ御勤ノ事ニ候

一中山宰相殿ヨリ被仰渡候ハ、其方人数ニ相頼ミ別紙之通ニ相渡シ申候間ハ、其方ニ御勤ノ事ニ候

一上杉弾正大弼殿ヨリ被仰渡候ハ、其方人数ニ相頼ミ別紙之通ニ相渡シ申候間ハ、其方ニ御勤ノ事ニ候

一右同断

一右同断

山田三郎兵衛
梅口 彦六
拍子山 大助
與津 多門
上杉 書之
梅口 兵蔵

朱書

五月六日

大目付中

大目付中

[illegible]

[illegible]

[illegible]

朱書

一大納言殿ゟ御書ヲ以被仰出候ハ、[illegible]
右之通り御別紙ハ、[illegible]
[illegible]

一[illegible]

安永六酉年十月八日

九一、御家中[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

朱書

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

十一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

朱書

[illegible]

十二 [illegible] 相頼 [illegible] 相模国 [illegible] 村 [illegible]
[illegible] 十年相模国上郡中間 [illegible] 年中間 [illegible] 年
[illegible] 年中間 [illegible] 年
[illegible] 中間 [illegible]
[illegible] 中間 [illegible]
[illegible] 中間 [illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

朱書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右御書之儀ハ[illegible]

[illegible]年[illegible]云人[illegible]前[illegible]

[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

寅ノ二月　　四郎

一[illegible]

一[illegible]

[illegible]

朱書

指ず[illegible]義[illegible]上[illegible]石仕り[illegible]人[illegible]通[illegible]四人服
[illegible]代り人[illegible]出[illegible]節[illegible]代り人[illegible]
[illegible]代り人[illegible]
[illegible]

文化八未八月七日

十五一 内代り中当主[illegible]節相願[illegible]
[illegible]公[illegible]御[illegible]相成[illegible]
[illegible]相成[illegible]
[illegible]

二月十一日

[illegible]

十六一 御家中奉公人切米

上中表　中四表　下三表

一年限[illegible]
[illegible]
[illegible]

一御家中奉公人[illegible]切米[illegible]

右[illegible]

十七一 御家中奉公人切米[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077

朱書

御用之儀有　御上り賜物之度毎ニ面後跡振ニて仕候事無之様ニ
ゟ跡振之方変振ニ仕候

九ヶ條抱御中間之変

一　ヶ條抱中間之内ニ相頼賜物ニ付代り人差出候ハヽ代り人之方
御中間ニ成申候人ハ中ニ十遣ハ之ニ付扶持ヶ方有之中ゟ中ニ在之基
例ニ付　武右代り人扶持ヶ方ニ而ハ之ニ付筋ニ成之ニ付
節ゟ之ニ付五件ヶ方ニ仕候ハヽ上ヶ方ニ中ニ遣ハ中ニ付以前中ゟ民
中ニ成ヶ條抱之内面代り之節ニ相成之ニ付ヶ條抱
ヶ條抱之内ニ成ハヽ扶持ヶ方ニ成ハヽ節ニ成り候ニ付ヶ條抱
代り之ニ成ハヽ國法之通り中間扶出ヶ方ニ在扶持ヶ方一ヶ年ニ相和ニ成
内ニ中ニ成ハヽ扶持ヶ方ニ成ハヽ之ニ付二國法之通ニ仕候ニ付
之ニ付ヶ中間ニ成ハヽ扶持ヶ方ニ成ハヽ之ニ付中間ニ成ハヽ
ヶ條抱ニ付ヶ條ニ成ハヽ扶持ヶ方ニ成ハヽ之ニ付中間ニ成ハヽ

ヶ條抱ニ付ヶ條ニ成ハヽ扶持ヶ方ニ成ハヽ之ニ付中間ニ成ハヽ
西定ヶ　文化之寅ヶ年ヶ月ヶ日

九　御中間定

一　御中間役相勤ヶ方ニ成ハヽ逝去病死ヶ仕候節ニ成ハヽ右奉公之病ヶ者ヶ
ハヽ賜物ヶ者節ニ成ハヽ御門ヶ差扶ヶ
但定ハヽ之ヶ之ヶ之ヶ村ヶ方ニ中ヶ之ヶ仕候ヶ代ヶ人ヶ
一　奉公人ヶ之ヶ方ニ成ハヽ節月番ヶ方ニ到ヶ之ヶ之ヶ節ニ成ハヽ小市振ヶ付之ヶ
之ヶ人ヶ之ヶ其節ヶ節月番ヶ方ニ事内ヶ之ヶ
○同断給之事
一　御ヶ之ヶ御ヶ節ヶ之ヶ給之ヶ面ヶ一ヶ年ヶ之ヶ相和ヶ分ヶ中ヶ六ヶ扶ヶ目ヶ扶ヶ之ヶ
右ヶ扶ヶ之ヶ節ヶ成ハヽ四節ヶ之ヶ之ヶ也ヶ
但御ヶ之ヶ之ヶ中ヶ之ヶ之ヶ撰ヶ人ヶ之ヶ中ヶ之ヶ之ヶ中ヶ之ヶ村ヶ之ヶ離ヶ
御上ヶ之ヶ人ヶ之ヶ扶ヶ
一　并ヶ之ヶ中ヶ之ヶ扶ヶ之ヶ之ヶ之ヶ役ヶ之ヶ扶ヶ之ヶ
○御中間定

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077

朱書

一 上ゝ方之義目

右之儀相伺之上ハ武人ハ奉行ハ[illegible]

十一 京中ハ代り合

一 京都ニ而出役之中ハ武人ハ白武人服ハ[illegible]右代り[illegible]

[illegible]

[illegible]

十二 御中間御免[illegible]

右代り[illegible]

一 江戸出役ハ[illegible]

[illegible]

一 平時ハ[illegible]

[illegible]

一 平時ハ[illegible]

[illegible]

右文化三寅年二月[illegible]

[illegible]

御中間[illegible]

一 正徳之申年御用人中ハ[illegible]

[illegible]

御條目元誓紙一札等之部

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077

○[illegible]拔言紙前出
宮門改讀[illegible]之[illegible]
[illegible]証文等之部目次

一　御家御條目　三丁
二　[illegible]御代御覺書　二丁
三　勘定奉行郡奉行御條目　四丁
四　郡奉行起證文前書　七丁
五　御代官代拔言紙証文前書　八丁
六　御代官役[illegible]双載仕[illegible]御列物同
七　郡奉行手代拔言紙証文前書　十丁
八　郷方[illegible]代拔言紙前出　十一丁
九　同引人拔言紙前書　十二丁
十　宮門改讀[illegible]之覺同
十一　人高帳之事　十四丁
十二　五人組高書帳之事　十五丁
十三　五人組列[illegible]帳之事　十六丁
十四　庄屋一札之事　十七丁

朱書

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077

五　已前改一札之事　十七丁
十六　御國中郷組　十八丁
十七　百姓請状　十九丁
十八　公儀御願書　同
十九　同御〻願一札〻事　同
九一　松道御高札〻事　二十丁
九二　御〻家御〻札之事　九十六丁ゟ九十三丁迄
九三　右添出高札御〻請書並ゟ　五十丁
九四　三方郡御〻御〻札場　五十丁
九五　村〻徒党強訴てくくん御制札　同
九六　特貴御制札　九十二丁
九七　切支丹ぢそまんいるまん立帰者御制札　九十七丁
九八　わるたれ御制札　三方郡御制札数之事　同
九九　村〻自分〻建立御制札　同
百　仕物〻盗り方〻御制札並通り　九八丁
百一　八賣ゟ買ゟ御制禁ゟ御制札　九九丁
百二　寺門改ゟ寺帳〻事　二十丁
百三　中絶庄屋一札之事　同
百四　大食貸借帳之事　同
百五　年中村〻出目帳之事　二十一丁
百六　調達米貸米帳之事　同
百七　社倉目付誓紙　同
百八　社倉奉行誓紙　三十二丁
百九　寺門改〻節会出張ゟ付帳之事　同
百十　子年人数大改〻節十ヶ月書出ス　同

朱書

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077

朱書

御家部御條目

一忠孝を勵し禮法を守り常に文道武藝を心掌義理を弘め
仁を施すべき事

一軍役定め置く人馬兵器諸或兵具等遠て嗜む事

一兵具の外不入道具を好み不意分限不相応に奢美倹約の事或
は春屠多或火事其外人も存たる矢弾に拾別たり併之を細なる
進退可致事奉公勤仕事に不曲事

一婚礼葬祭振舞衣服に不過及贅無分限に不相当事

一法度結婚姻に依て組頭者共頭者共の八に中並に事の相
違の事

附他国に嫁と結縁組に依て此に軍法筋目有て家中又は
其者に中絶なきに外宗教に相有に八中東南西北の御定目

抜書

一 踊員に候者子、養生之間の儀に及未期節中に至て果に相成候
兄弟以来に当て未期に成りしとても係に不至て立に十七歳に成
者に於ては其子に於ては上の件若に相当者に限り兄姉妹に子
先亦内縁の親を撰て立に若是等の内差支に成者に於ては
を撰ひて何に実子たりとも前日遺たる遺言立に成
一 喧嘩口論殴打刃物抜若に時金若は携に其結て不和に其場
に有合に外報に跡集て不雖代近所に者及見聞出合相計に成可
時宜に成る事
一 法度に背き者一喧嘩口論に節に於て中に猥代表
不り事の者集或に節に或に表に近者に者に
中に成て成敗に陽する所に者に成に者に成る事
一 出事若金銭に付節を定に知る事に限る
一 不届に成合に付に対する改に中に成に名に御出の中に成る

一 於御事蔵に事論に成敗者に分に八に中に成に成に上に成る
既金に法金可法に既に者に中に成に者に成に
に者に陳に者に成に拘に逆罪殺害盗賊人に面に成に法度に中外
牝牡者品より或逆捕に或に陳に若互に如に成に成又に中に成に事
に法に上に陳に成に家老に指出に法に
一 家中に於外に大犯人有に時に組合新に陳者に成に成に拘
一 於御方に刑罪者に之時役者に外に知に一切に陽に池集事
一 僧に徒に可及刑死刑に成に有に中に成に中に成に成に
若面に於見逃に成に中に斬戮に是に中に成に
一 僧侶に法に成若猶或に坊に成に或に成書法文物類に成に中外
に似金に事業仕に可成 附 法僧に成に雑説に中に成
一 諸士に正法儀に及に成に是拘中に或に又者或に町人百姓等に対に中に
に成に成に有に件に中に対に法に成に成に人に中に成に成人に中に

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077

朱書

一代官人猥に抱置候儀相聞候間、以後相慎可申事

一領内にて出家剃髪致候者、及一日出家所へ相渡、家業を教候事

一邪宗門の儀、堅く相禁候事

一家業を怠り、遊興致候者、厳重に可申付事

右の條々、依先例、追而益々厳重に可申渡、若違犯の輩有之候ハヽ、速に捕方を正し、可申渡者也

元文丁子年九月

二、當御代御定書

一諸色売買の儀、仲間相定、仲間外の者に売買致候儀、堅く相禁候事

一書物屋、新板の儀、出来次第、奥書を以、奉行所へ相届、吟味を受、板行致候事

一諸色値段の儀、奉行所へ相届、吟味を受、値段を相定、張紙を以、相触可申

朱書

附札 適今金子和陸商付 廿一茶壺限 後義ニ新商付 一廿二茶壺

一 百姓ニ義立ル限師ノ言ニ辯ル者不見若有ハ言ハ事

附 御家ニ立ル同立ル不立代ニ若不書ル所ニ立ル業ハ立ル

ヲ以ル

一 嫁娶ニ新式自今以後決無ル限法ノ事 但倹約ト雖合大成ニ当ル

ヲ以テ長持二棹三棹ニ至ル迄其家ニ秘金貝ニ蒔絵

ニ結構停止ニ仕候ニ付為以後貧窮小身ニ華ヲ尽ニ以致費ル師ク

ヲ以ル

附 結納嫁入ニ後婚礼等ハ以服代ニ応ル義ニ於ニ者ハ新ル大成ニ当ル

ヲ以テ ヲ以テ 至于小成ニ当ル右ハ減ル 後ニ

一 祝ヲ作ル ハ出ル 結婚ニ付ル御ヲ用ル

附札 高附作ル 後ヲ

一 嫁娶ニ新式ニ限ル 結納ニ付テ金ヲ作ル

一 方信仰ニ義ニ新ル有ル 新ル師等ハ者ヲ御用ル

一 新ル仏事作ル師ヲ言ル事

附 法印道ニ義ル 許ル

一 侍中ニ不宜ル 仏個ヲ不ル 及ル 先祖ヲ

同ル者ヲ

一 下人牧中ニ当ル 女ハ男ハ ヲ限ル 利ル ハ 新ル

ヲ

一 頃事ニ出ル 義ヲ 新ル 誤ル 誓ル

一 法主医業ハ 遊者ニ 野山ハ 義ル 新ル 師ヲ

ニ 若事ヲ 報ヲ 義ル 田畑川原ヲ 拾ル 場

農業ニ 義ヲ

一 法主新ル 方ニ 師ヲ 新ル 者ハ ハ 業ヲ 見

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077

朱書

加へ置事ニ付ては心得違無之様致度事
附 御法度之儀ハ堅く相守申事
一 役人ハ外ニ出ては不申事 旅行ニ付ても家来ハ連ては不申事
右之趣堅可申渡者也
明和四亥年九月日
文化元甲子年十二月日御附札出
之 勘定奉行郡奉行御條目
一 若列敦賀今立郡南條之儀領分ニ付諸色法度之儀ハ少も違背無之
なく有様ニ可申付
一 ちゝ母ハ家内堅為御法度ニ領分中御郡取改ニ付
附事
一 領分中検見ニ付相違無之様ニ可申付 通り除ハ上ニ来ル
可申事

附 検見ニ付領分ニ於て不作ニ付ても百姓有之年迄皆可申付 勿論
及死罪者ハ其ニ応じて不作ニ付ても
一 百姓ハ領主之儀徒党之儀神社之儀ハ堅為法度ニ可申渡
可申付事
附 盗賊ハ捕縛と取徒者有之ハ其改可申渡
一 於其ニ負ハ家族者ハ居ハ不限ハ相続可申付事
一 其ニ人馬賃ハ一切無之ニ自分ニ相役中付可致事
一 其ニ自分ニ仕ハ出ニ勾引人ハ新ニ雇ハ許ニ人ハ差支ニ成ニ
お対ニ仕ニ者有之ニ其百姓ニ可申付
一 其ニ品ニ買一切停止ニ付 品ニ毎年分ニ仕ハ事
一 其ニ義ハ切ニ付ニ事 法度ニ仕ニ儀ハ旧例仕ニ可致事
一 井堀川除堤人馬ハ領分中ニ入ニ其ニ巨細見ニ仕て可申付
分仕ニ者ハ新ニ九ニ中奉行ニ仕ニ不苦ニ成様ニ可申付事 書法仕ニ義ハ

時と雖も早く石垣を築き沖洲に沿地を仕立て出来し候ハヽ行き可申事

一大風大水に成り申候時は堤防の儀は領分相事

一堤の面積の事に成候ハヽ代官迎お渡し可申候ハヽ夜陣に成り

迄家老共に相掛り

一領分に有之候間処新道を思ひ付候ハヽ仕法者の儀者

之者用備人馬を出し候ハヽ出人組合を以て出し申候ハヽ撰ばれ

吟味致し申事たるべし勿論思ひ寄る者ハ百姓科事

一平野に町を作り候ハヽ代変ハ領分に有之候ハヽ支撰たる者と組

ハヽ家老共に相掛り申事

一使領分に他国に出る道の儀ハ古来たる外新道を開き候

制禁ハヽ申事

一江列国に市村を築き田地を開き候ハヽ可申事

一三ヶ郡部部屋部屋を南條郡に成り使領入組に成り百姓に使領に而

此ハヽ不苦ハヽ新田を築き候ハヽ領分に有之候ハヽ

一領分中岩間ハヽ山に有之山林共に一切当ぶる様に可申付若不苦ハヽ

叶ハヽ義に成り候ハヽ奉行人に成り上老共に逆お渡し本形の定検使ハヽ

代勿論事に成り一切の四ヶ所の改可申

一領分中海陸道筋に成り候ハヽ山地ハヽ切仕候事に成り本

苅ハヽ仕山に成り候ハヽ若代に成り候ハヽ

老共に渡お渡し山地に成り申

一道筋に成り山に有之候ハヽ成り候ハヽ山林に成り候ハヽ一切の

切に成り代に成り候ハヽ郡奉行ハヽ巡お渡し本形の様に検

使に成り山の荒に成り候ハヽ代に成り候ハヽ

石に代に成り候者に成り候ハヽ逆お渡し本形と成り申

一寺社に外に成り候ハヽ山に有之候ハヽ山林に成り候者一切本高に

成り山に成り候ハヽ山に成り候ハヽ

朱書

一何事ニ限ラス公儀ニ而何不依ラス者被申ニ付ハ其者ニ十年之間被ニ
流罪ニ申渡ス時ハ或八年或ハ五年或ハ三年之間ニ其品言上ニ付ル
一何ニ寄ラス作リ出ス義ハ十年ト云ハ五年ト云ハ三年ト云ハ
格ニ下刻ハ其外何ニ伐義ニ成ル仕事
一自分ニ義ニ者ハ山ニ上ル時仕候時ハ其仕様ニ寄ル仕事ニ
成ル者ニ百姓ニ対シ言ハ申候時ハ百姓ハ道理ニ成ル又ハ作
法ハ其仕様ニ寄ル仕事
一御定書ニ者ハ代官ハ中仕法ニ御定ニ成ル已ハ代官ハ
公用横領ト者明白ニ成ル仕事ニ御定ニ可申ニ付ル仕事
一法不学ニ而御定ニ成ル仕様ハ所仕ル者ハ何時ニ成ル御定ニ仕者ハ未
進ニ成ル仕ル者ハ何ニ成ル御定ニ成ル仕様ハ代官
ニ申付ル仕事

一郡中ニ行ル法ハ御定ニ成ル仕様ハ百山林作ル者ハ別ニ成ル仕
御ル仕ル者ハ
一何ニ申道橋ニ成ル仕ル御ル仕ル者ハ何ニ成ル道橋ハ市
ハ市ハ
一郷中ニ御ル成ル時ハ野ハ常ニ成ル其外ニ成ル者ハ何ニ成ル人
ニ成ル何ニ日記ニ申ル処ハ成ル何ニ成ル一位一村ニ二日
四日宿ニ成ル道ニ成ル一ニ成ル成ル道ニ村ニ成ル何ニ成ル
右ニ條ニ成ル御ル者ハ若ニ成ル遠ル者ニ成ル中ニ成ル
中付者ニ成ル仕

宝永六己丑年
四月御達

嘉永八乙未年行ル

四起證文前書

一所國中穀賀ニ成ル郡ニ成ル所ハ山ニ成ル所ハ近ル 作ル上ニ所ハ

朱書

御山係帳見仕らず仕事と存ぜず有様に仕出候時分式之儀仕り申候相
役中能仕筋事不及申候に能き様と之儀遠慮之上申出候儀に御
座候と存ぜず不申候と申儀に御座候中出候中町人百姓
法商人共者社方能き者たりと云共之儀不申候

一御服之儀見苦敷相見申候儀に付明細之吟味仕候人下れ申候
りと存ぜず申候儀仕り候

附御訴訟方御扶持を者出扶持米に成候儀に付申候中に仕り
候に勾倫百姓に貸し申候儀に成候申候儀に付

一山林竹木之儀に付御扶持を者出扶持米に成候中に仕り候に勾倫竹木
薪不足自分之用一切代銭申に成候儀に付申候

一御役之中出不勤方に仕候儀に成候中に仕り候儀に付
仕候儀に成候儀に付御役之儀に成候儀に成候儀に仕り候儀に
御役者方に仕候儀に成候儀に成候儀に仕り候儀に
法商人共者社方能き者たりと云共之儀不申候

一九七ヶ条之御條目之儀に付申候儀に成候儀に仕り候儀に

一近国之法者に成候儀に成候儀に成候儀に仕り候儀に
法者幕之者之儀に成候儀に成候儀に成候儀に成候儀に

寛文二年申八月九日

五御代官拝領状

元禄之条書之儀

一御代官拝領状御代官上之条書御役之者出候時に仕り候儀に勾倫
御役者七ヶ条御條目之儀御拝領申候儀に

一御役者人之内有之之儀遠慮之儀に成候儀に成候儀に成候儀に

申事

附

教之儀に成候儀に成候儀に成候儀に成候儀に成候儀に成候儀に

社方能き儀に成候儀に成候儀に成候儀に成候儀に成候儀に

朱書

一代官不可人面如中元年往年分金銀米穀ニ於ハ上納ニ仰付一切ニ用
仕ル義ハ他ニ有之事ニ者野菜ニ家ニ中ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ
ニ事

六御代官役所ニ双載仕候ハ御判物

定

一代官ハ法度ニ成ル事 依怙贔屓ナク ニ ニ ニ事
一ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ

一領分中ニ男女賣買一切仕ル間敷事

附 毎年人改ニ成如若ニ仕ル

一郷組ニ成五人組ニ成毎年改ル仕ル

一郷中荒地切開差事不怠方ニ成ル中ニ仕ル間敷事

一井堤川除ニ人柳人場ニ成其代官不見届ニ遂吟味仕ル斟

然ニ成ル ル不ル 天年ニ不ル 自普請仕事ニ成時ニ考ル

成ル 普請中ニ仕ル間敷事

附 溜池不仕ル ル 然ル ニ 行ル 成仕ル 自ル

一大風大雨ニ成ル 年迄ル 代官ル 不ル 年ル 仕ル 中ニ仕ル 間敷事

一其ニ面ル 公事ニ成ル 訴ル ル 代官ル 郡ル 村ル 任ル 上ル 所ニ 名代停帰ニ

成ル 迄ル 家老ニ 者ル ル 成ル 捌ル

一領分不ル 女ル 関不 組道ル 忍ル 他ル 出ル 有ル 女ル ニ 時ル 彼ル 者ル 百姓ル 旦ル 晨

馬ル 其ル ニ 五人組ル 名ル ニ ル 成ル ル 外ル 夫ル 捨ル ル 者ル ル ル 吟味ル 上ル ル 曲度

附 ル ル 所ル 年ル 行ル ル 外ル ニ 代ル 成ル ニ 実ル 他ル 出ル 成ル 女ル 成ル ニ 捨ル 人ル

者ル ニ 咎ル 不ル 者ル ニ 事

一領分ニ他出ル 成道ニ成ル 右ル 五年来迄ニ外新道ル 脩道成ル 今到 禁ル

一物成ル 不ル 毎ル 年ル 極月 切ル 所ル 下ル 仕ル ニ 当ル 下ル 自ル 仕ル 村ル 下ル ニ ル 二月 切ル 当

所ル 仕ル 事

附 小物成ル 成ル 者ル 有ル 事ル 十ル 月ル ニ 当ル 迄ル 仕ル 事

一郡代ル ニ 成ル 法ル 不ル 当ル 所ル 外ル 何ル 方ル 郡ル 定ル 仕ル 者ル 来ル 迄ル 元ル ニ 成ル 不

所ル 成ル 支ル ニ ル 毎ル 年ル ニ 郡ル 定ル 年ル ニ 二月 ル 我ル 方ル 成ル 事

一法ル 文ル 不ル 当ル ニ 成ル 於ル 元ル 人ル 者ル 不ル 通ル 之ル 以ル 外ル 以ル 他ル 人ル 元ル 成ル 間ル

一面ル ニ 成ル 於ル 男ル 女ル ニ 為ル 布ル 法ル 事ル 出ル 一ル 雑ル 代ル 外ル 以ル 他ル 人ル 成ル 代ル

法ル 者ル ニ 成ル 代ル 年ル 迄ル 上ル 法ル 細ル 迄ル 元ル 以ル 上ル 法ル 諸ル 仕ル 合ル 停ル 止ル 句ル 編

合ル 以ル 外ル 法ル 文ル 成ル ニ 迄ル 他ル 者ル 仕ル 者ル 元ル 仕ル 者ル 仕ル 者ル 元ル 方ル 打ル 公ル 中ル 出ル 与ル

元ル 成ル 仕ル 自ル 文ル

朱書

一於其所ハ勿論こ候様奥方御制禁ニ可被仕事
一其ニ付ニ用ニ被者ニ仕候ハ、相応我儀を仕り自分ニ人馬ニ乗事を
外仕ハ、不苦、若御用ニ用ひて其所ニ居ニ付ニ而ハ、
下ニ者ニ限り御紋を仕ニ用ひて其所ニ居人ハ、其時ニ者人ハ、
一郷中ニ御免遣ニ付ニ茅草ニ生ニ付ニ、
と日記ニ付ニ者ニ者ニ
ニ
右ニ條ニ
者之仕ハ、

宝暦七丁巳年八月日　御判

七郡奉行衆代誓紙

起請文前書

一郡奉行衆代山ニ
ハ、
ハ、
ハ、

朱書

一其ゝ方ゟ無之ゝ様ニ一筆ゟ為負申仕ル者ハ女房ゟ仕ル事
一新田荒畑仕ル所ハ有ゝ様ニ早ゝ下上ル
一親類ゟ之ゝ所ハ代官ゝ者ハ入仕ル者ハ故中ル事
一私用ニ百姓一切ゝ中ル事ハ勿論他ゟ欲ル中ル事
一村ゝゟ金銀米穀ハ貸借ハ元ゝ成ル仕ル事ハ勿論人ゝゟ取負ゝ成
仕借ハ仕ル事ハ
寛文三年卯八月晦日
八郷方手代誓紙前書
一代官所ゟ代ゟ御用ハ上ゝ御用ハ不ル申ハ取暗成ル存ル事ハ
源左衛門ゟ不ル申ハ取暗ル負仕ル事ハ
一村ゝゟ金銀米穀ハ貸借ハ元ゝ成ル仕ル事ハ勿論人ゝゟ取負ゝ成
借ハ仕ル事ハ
一金銀米穀ハ貸ハ申ル者ハ其ゝ物ゟ下ル負借ル事

一其ゝ百姓ゝ結ゝ義一件一切ハ有合ゝ限下ハ勿論ゟ百姓ゝ仕百姓ゝ
振舞酒ハ中ル事
但酒一切ハ中ル事
一其ゝ方ゟ時宜ゟ一筆ゟ為負申仕ル者ハ女房ゟ仕ル事
一新田荒畑ハ仕ル所ハ不ル有ゝ様ニ早ゝ下上ル
一親類ゟ之ゝ私ハ他出ゝ者ハ宅ハ故中ル事
一私用百姓一切ゝ中ル事ハ勿論他ゟ欲ル中ル事
一代官ハ仕借ハ欲ル少ハ遠慮仕ル事ハ自然私ゟ仕者
ハ中ル事ハ
一死ル者ハ神ゟ百姓ハ神ゟ吾他ゟ之ゝ所ハ事ゟ
仕法ハ欲ル見ル中ル所ハ仕ル事ハ
九郷方引人誓紙前書
一今度米穀ハ仕借ハ上ゝ御用ハ不ル申ハ取暗ル仕ル事

朱書

一郡内ノ村々代官ヲ以テ名主ヲ撰ミ年貢ノ取立ヲ
ヲ以テ公儀ノ法度ヲ堅ク守リ大区小区ノ外ニ年貢ヲ
撰代ノ板ヲ建テル事

一私共ニ於テ年ニ二度ノ巡村ヲ定メ巡村ノ日限ヲ前ニ
ヲ以テ方々ヲ巡ル事ニ付テハ通リ一村一度ノ外ハ
文ヲ出ス事

一ヲ以テ百姓ノ金銀ヲ貸シ利ヲ取ル者ハ中古ノ法度ニ
ヲ以テ厳重ニ申付ル事

一何事ニ付テモ公儀ノ法度ヲ遵ル事

附百姓ハ前ノ如ク毎月ノ定ノ通リ

十箇条ノ政令ヲ読ミ聞セ
ヲ以テ
寛政九巳年
戸浦

一法度ノ中ニ公儀ノ法度ヲ遵ル事

一人倫ノ教ヲ厚ク心ヲ尽シ孝悌忠信ヲ
ヲ以テ第一ノ務ト心ヲ尽シ孝行ヲ
ヲ以テ人倫ノ教ヲ厚ク

一国ヲ治メ邪ヲ正シ仕ヲ有ル者ハ新法ヲ
ヲ以テ
ヲ以テ
ヲ以テ

附神事ハ毎年通リ神敬ヲ行ヒ自分家内ニテ
仕ル

一火ノ元ノ事ニ必ズ入念ヲ加ヘ近所ニ
ヲ以テ

一他国ニ者一切ヲ貸シ申ス

朱書

附
[illegible]
[illegible]

一以後[illegible]
[illegible]

一御用[illegible]
[illegible]

一[illegible]

一持山[illegible]

一耕作[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一

朱書

一諸社御領方ニ而ハ其節ニ水害ニ成候ハ不届ニ儀ニ有之ハ曲事ニ成ル一石ニ而ハ有之ト及見聞ニ者有之ニ付何様の不分御ハ無之事
丁寧ニ若及見聞ハ其ハ有之ハ曲事ニ成ル事

右之條々堅可申付者也

村々ニ指出ル人ニ帳ニ連書ニ紙

十一指上申一札ニ事

一ハ年号
宗門御改帳
月日　何村

一ハ年号
宗門御改帳
月日　何村

一ハ年号
宗門御改帳
月日　何村

朱書

郡奉行名
御代官名

六十四ノ通

組頭
五人組
組合頭

十二 五人組高書帳ニ相違ニ奨

五人組證文

一 御公儀ヨリ郷國法ヲ御出シ御法度ヲ以テ相背キ候ヲ有之ニテ可申出事
一 郷組五人組ニ儀毎年死亡ヲ改ヲ互ニ乱リ申間敷事
一 家数人年馬寺社名ヲ以テ減ス様可仕事
一 男女賣買ニ云ヒ紛ク仕間敷事
一 竹木猥ニ伐荒シ申ス可申出事
一 酒ヲ飲ミ雑言ヲ吐ク口論ヲ仕リテ可申出事
一 博奕賽ニ云ヒ五人組ヲ互ニ吟味可仕外ヨリ相聞ヘテ仕ル可申出事
一 御年貢ヲ耕作ヲ精家業ヲ怠リ者有之ニテ可申出事
一 所ヲ組ニ内ヲ有之耕作ヲ怠リ者有之ニテ互ニ扶ケ合

一 御年貢ヲ毎度持ノ様御年貢ヲ怠リ様ニ仕ル為皆済ヲ為ス
大豆借銀済ヲ申ス間敷事
一 公事訴訟可申上様ニ仕ル為ニ人ヲ出シ可申出事
一 浪人ヲ負ヒ不審成ル者村中ヲ引ニ留ル注進仕ル事
一 不審ヲ有ル質物賣物ヲ取ヲ引ニ留ル注進仕ル事
之若紛ル時ハ訴ヘ其ヲ吟味ヲ質ヲ取或ハ可買取
一 他國ヲ男女ヲ年年能ク親族之方ヲ尋ヲ商ヲ人ヲ在
所ヲ出ル可申ヲ断可申上事
一 親兄弟親族臨終ヲ不見ル如ク可申ル若不用ヲ者ハ
申出事
一 人ヲ威シ事ヲ云ヒ或ハ悪ヲ云ヒ人ヲ作ル事ヲ之ヲ区別
仕作ル申ス様ニ云ヒ申ス可申出事
一 人ノ為ヲ強テ云ヒ申ス事ヲ仕ル様ニ云ヒ申ス
一 婚礼葬祭身代リ過ク可仕ル者ハ孫ヲ不仕ル者可申出事

朱書

附貧しくて立ち行かぬ者は御合可申事

一 火災、難船等盗人高人出し節は、村々惣代五人組より力を尽し救合の儀可仕候若し怠慢の儀有之申出る事

一 貧しくて所を立退き稼ぎ居の者を呼び戻し可申候

一 様柳子八卦等六十六部抔と唱へ一切人組逆ハ申候間堅く村々申合せ村近付け申間敷其外何国と雖も知れざる者不宿かし申間敷事

附高人無故留置申間敷事

一 村寄合に長逗留之可出旅無宿遠国仕候者の儀可申出事

右五人組に内徳分吟味可仕候若不届の者有之候共見逃し申間敷五人組より其外何にても上に洗出し申上に不仕候仕方何様とも

仰付られ候間如件

三方郡何組

五人組

寛政十年子月

宛所河内守御代官両人

五人組到取扱し証書

十二宗門御改に付村中指上申一札之事

寛政十年子月

宛所河内守御代官両人

五人組到取扱し証書

十二宗門御改に付村中指上申一札之事

寛政十年子月

宛所河内守御代官両人

五人組到取扱し証書

十二宗門御改に付村中指上申一札之事

朱書

定所御代官宛付

御年貢以前帳改之節指出ス

十五小前出改之日一札之事

一此度御出改之日人別持高已前皆済帳面之通相違有之ハヽ御吟味ヲ受候間尚又御帳面ニ私ども持高人別相改右之数ヲ達ヲ掛ヶ仰付添知仕上ル帳不仕向人別以前落ヽ委細出改ヲ不怠出張ヲ受ケ帳面ニ通ヲ不申ヶ出来仕ル帳面ニ通ヲ不申ヶ出来仕ル帳面ニ通ヲ不申ヶ出来仕ル

朱書

[illegible]

一代官方迄[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一相[illegible]

[illegible]

一郡[illegible]

[illegible]

[illegible]

朱書

十九 [illegible]

[illegible]

一何村[illegible]

[illegible]

年号月日

[illegible]

何村[illegible]

〃 [illegible]

一[illegible]

十九 何[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

年号月日

[illegible]

何郡何村

[illegible]

[illegible]

年号月日

[illegible]

[illegible]

延享四年卯六月

十九 [illegible]

[illegible]

一公儀之[illegible]

[illegible]

一[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077

揚屋へ荷物を預け置き物を盗取る一件荷主より拾弐人川私を浮
荷物を盗取る一件荷物を盗取る一件揚屋者より遣之事
一沖まで荷物を積出し時に荷主より為替代銀
を金出会遣穿鑿を私より取荷物を私を事をこの出訴文事
附私儀酒を者ども中会荷物盗取ることを
なるべく儀日より聞とるとも私儀を旦傍中会出事
行死罪事
一渡より長崎へ私掛金事ハ中之頃と市兵衛日和佐屋
出私いたさるとも共ようと合銀渡と何ども私と取在と共
御ご地代銀を受とる事
一御蔵米廻り別貝水主百姓ども賃銀私より積之米日和佐
岩佐私被頼ども私を沖ども私儀方乗曲事碁理をなるべく傍中球
なる私曲事をこの申出之たる儀方因故ども科をゆる御
[illegible]
一自然寄私米荷物流事よりて揚屋之事年之返荷を
[illegible]揚屋之事の儀之陸然其訳ども地代銀を受
[illegible]
一博奕為賭ども法度員金出ども傍出ども事
右ども渡して相守出者若出事仕ることを中出ども出
[illegible]
[illegible]

寛文七年閏二月九日　奉行

右ども通り　仰出ども傍出ども事出ども守之者也

修理

朱書

九一

本紙

[illegible]ハ[illegible]ヨリ[illegible]ニ[illegible]札相建　公儀ヨリ私ニ[illegible]ト及[illegible]迄私[illegible]

[illegible]　御代官ニ処遣[illegible]風ニ[illegible]ト[illegible]者ニ[illegible]私[illegible]

ハ[illegible]ト[illegible]ト[illegible]ヨリ[illegible]ト[illegible]ト[illegible]ト

辰八月

條々

一浦々ニ於て私を偽りて異國船の為に買ひ物を買ひ
ものの儀ハ中国之儀ハ自今以後ハ堅く御法度たるべし御法度ニ
背き密ニ私を偽りて買ひ物いたし候ハ私の儀ハ其ものの
買ひ物ハ没収ニ成り其上ハ法度の通の私ハ
ものを法に従ひ厳重に罰ニ処すべし若し猶又私を偽り
合せ申候ハ其ものの所領没収ニ成り申すべし
若又私中ニ申し合せ候ハ其ものの儀
ハ其ものの儀ハ法に従ひ厳重に罰ニ処すべし
知ること有之ハ其ものの儀ハ法に従ひ厳重に罰ニ処すべし
不申ハ代官ハ地頭ハ其ものの儀ハ法に従ひ厳重に罰ニ処すべ
ものの儀ハ法に従ひ厳重に罰ニ処すべ

一浦々の私ハ其ものの儀ハ法に従ひ厳重に罰ニ処すべ
私中ニ申し合せ候ハ不申ハ代官ハ地頭ハ其ものの儀ハ法に従ひ厳重に罰ニ処すべ
ものの儀ハ法に従ひ厳重に罰ニ処すべ

一信と申し候ものの儀

附り私の事ハ私を私と不相対して偽り候ハ
ものの儀ハ法に従ひ厳重に罰ニ処すべ
私偽り附り私を私と申合せ候ハ
私偽り附り私を私と申合せ候ハ

一信と申し候ものの儀

附り私の事ハ私を私と不相対して偽り候ハ
ものの儀ハ法に従ひ厳重に罰ニ処すべ
私偽り附り私を私と申合せ候ハ
ものの儀ハ法に従ひ厳重に罰ニ処すべ
ものの儀ハ法に従ひ厳重に罰ニ処すべ
つき事

朱書

右之條々急度相守可申者也

正徳四年二月日　　奉行

條々

一　天正年中より抜荷を買元仁令元年中に長崎へ渡来唐人抜荷を仕候者共相糺申候ハ仕候者共令張本抜荷仕候者共令元仕者共令張本抜荷仕候者共令張本抜荷仕候者共令元仕者共令張本抜荷仕候者共令元仕者共令張本抜荷仕候者共令元仕

朱書

[illegible]

何郡何浦
[illegible]
[illegible]
[illegible]

正德二癸巳年正月

[illegible]

正德二年
[illegible]
道[illegible]

何郡何浦
[illegible]

已正月

[illegible]

何郡何浦
[illegible]

[illegible]

大隅守様より[illegible]

何郡何浦
[illegible]
[illegible]

正德二癸巳年正月

何郡何浦
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

朱書

そしいひのひ、中会を村方たちのさいとてこうさんと中者ども
御法度に来右新義これあく、八兵衛ら他村にかせこれ
まくこの出しの役所へ中出ーしかるべくて

ここの所人　根百姓
ごこの所人　同断
てこうこの所人　同断

右ゝ地ところれこの不ばり苦力苦字ものも中ものの百姓ども
たこ、一旦は新小屋とも変ゝ云ゝ、いものゝ右ゝ中出た
れそ、八この和をめるこれ出るゝひやこ、
一右新所人ゝ中ものもの村ゝ隠立ゝ百姓村内のものを
先押へこゝ、ゝ不ら世ゝ一人ゝ、ゝ、ゝ、ゝ百姓村方これ
あゝ、村役人ゝ、ゝ百姓ゝ、ゝ、ゝ、

朱書

以前右新銀子之儀ニ付ては此節ニ上金有之
ニ者追て其日撰相応仕度ニ付ひたち新治郡ニ者
ニて寄ニ奉行所ニて所出金度御座候ニて
因たる事ニ所出自分四分ともに御渡ニ成
て ハ 毛 ニ 御 座 候
右之通町方江ニ張り立方ニ付ニ札場又材料人ニ毛
来ル張り立町作人方人組ニ組合ニ中合ニ改
て ハ 武 家 ニ て 家 来 ニ 市 ニ 郡 ニ ニ 追 ニ 御 ハ 御 改 等
社寺ニ も ハ 中 合 ニ 改 ニ て ハ
右之通御新銀京社寺大町方追て沙汰ニ御触
申ニ月
天保八酉中二月九日 郡奉行
ひたち新治

○御再度ニ御制禁ニ付自然不宜成ものハ
中ハ一ニ御座候ニて

てんの作人　銀壱匁
ひたちの作人　張三匁
立ハ百姓の作人　ハ
同百姓の作人　銀百匁

右之通ニて ハ ハ 同 ニ 百 ニ て ハ 作
人ニ出ル ハ 銀 匁 ハ ハ 作
ハ ハ 銀 匁 ハ 作 ハ 作
ハ ハ 作 ハ 作

天和二年六月日

奉行

定

朱書

覺

一捨子ニ義ヲ申候ハヾ　仰出ニ成候捨子仕候
ものゝ子ハ成長仕候ハヾ　仰付ニ成候ハヾ
流罪ニ　仰付ハ向後捨馬仕候ものゝ有之ハ
ハ何重科ニ

十二月

白石郡割札場ニ付
白石郡ニ二ヶ所。南部川ニ二ヶ所。二戸郡ニ二ヶ所。日向ニ二ヶ所。
世ヶ丸ニ二ヶ所。新山ニ二ヶ所。　金山ニ二ヶ所。　無宿ニ二ヶ所
仙北ニ二ヶ所。仙田ニ二ヶ所　上郡ニ二ヶ所
村数ニ応ジ村ニ応ジ札場ニ成ル。割札場七拾ニ所
右ノ所ニ〆ル村ニ割札場ニ成ル所ニ成ル事

一二戸郡村ニ自分建ル割札ニ
一南部年貢米ハ御米ニ成ル所ニ成ル

一依御用ニ一切入ル所ニ成ル
一年貢米ハ漕ル御米ハ仕ル成事
ハ二ヶ所ニ成ル所ニ成ル事

七月日

右ハ年貢札ニ二戸郡村ニ自分建ル割ニ村数ニ応ジ村
年　南部ニ仕ル御割札
定

一忠義ニ付ル婦人ハ諸親ニ対シ申ル所ニ成ル
ものゝ小屋近縁憐ミ申ル者ハ名石忠義者のものハ
為重罪事
一孝事ニ不申ル候ハヾ成作長服仕候ハヾ
ものゝ成ル事
一悪心ニ成ル或ハ成ル或ハ成利欲ニ

他人の害をなすべき事

一盜賊幷悪党者有之ハ所人不拘捕之次御座候

所博奕堅ク制禁ス事

一喧嘩口論停止ス自死有之時ハ場所穿鑿不致ハ又

ハ有之ものとかつ一致ハ

一ハ死罪ニ族ハ刑殺　仕業ニ不及ハ集事

一人賣買堅ク停止シ幷年季ニ右仕ル人買ハ女ハ

年ヲ限ル

附譜代ノ家人ハ此不及ハ罪科ハ

ハ於不及ハ上科ハ

右之條ニ於有違犯ハ

依之仰ハ知ル件

天和二年十月日

奉行

條ニ

一毒薬幷似薬種賣買之義堅制禁之若於商賣仕

ハ罪科銀拾枚ハ所人ハ出ル事ハ

一似金銀賣買一切停止ス自死ハ

ハ

一寛永ノ新銭金子ハ四貫文勿論ハ

私ハ

一新銭ハ

朱書

遠島に申渡す事

附悪徒仍後右徒共撰出候事

一新作の遊女に成る書物商賣致す事

一徒弟に商賣或一所に買致さしめ或は居宅に置いたす事

一徒職人は会仕料を以て給料を為し結構者義に付曲事の事

右に條々に成る者は遠島に被申渡候事

右の通仍て如件

天和二年十月日

奉行

一定

人賣買禁令制禁に付人男女とも仍年季奉公

年を限りとして向後年季に限り売買に代百姓に成る者

お制に成る者は仍て如件

元禄十二年十二月

奉行

[illegible]

文化十三丙子歳 三方郡 宗門御改帳 相田村 傳芳院 三月十九日

三十二 仍郡仍村仍寺法文

奥書 右の法文當寺に於て若もそむいたる人は

外に制禁に依て右の法文に相違の者は

日仍如件

年号月日

御代官両人名殿

仍郡仍村仍寺代判

実名

三十二 庄屋一札

一 百姓共持高百分の内毎年中分通庄屋組頭に相談の上遺言状を以て

庄屋に相談の上遺言状を以て相談の上遺言状を以て

庄屋組頭に報知致し不相立の高百分の内毎年

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077

朱書

右ニ高分ヲ仕事

一 田畑山林物返シ永質ニ成ラ之ニ他ニ売渡シ或庄屋組ヲ加判ニ成ル證文ニ不相立ル事

一 田地他村ニ成又ハ高分ケシ或ハ持ち種貸米ニ成ル或ハ地味ヲ分ケ或ハ事ニ寄ル御法度ニ事ニ成ル間作ニ庄屋組ヲ加判シ節流改吟味ヲ仕事

一 村中ニ入用ニ成ル物ニ村ニ多ク以小商人共義ニ成ル者ニ庄屋長百姓共ニ名入ル者ニ成ル様ヲ仕ル村中有帳ニ参相記シ指出シ可申事

右御定ニ張ニ成ル様ニ庄屋代ニ成ル様ニ為ル様ニ小名前ヲ仕ル

右ニ高分改ニ成ル様ニ為ル様ニ成ル様ニ為ル様ニ成ル様ニ為ル様

朱書

年号月日

御代官女人名前

其外御知行所名ゟ諸賃物取扱者事ニ

三十六 社倉目付誓紙

一 社倉方御目付ハ 仰付上ル御役ニ付ハ 御役ニ付ハ 帳面ニ貸
仕方安ク勿論奉行所帳面ニ有之ル物及見聞ル女ハ遠慮中候
若不レ一之ル者中ハ御用人ニ申達ス
附奉行中ハ不依人近勤方ニ節方端ハ善悪ニ応ス有御ニ事
達事

一 外目ニ儀御定之通不直之振不法相納ル節ハ利条條米足又定
ハ之通ニ改ル納ル事
附指米同溢ル儀ハ近躰置ハ不仕時ハ帳面ニ記置勘定ニ
事

一 右私用百姓ニ一切仕間敷事

一 自分ニ備物ニ為仕ル数ル事
附擅ニ斗数ニ理数ニ事

一 於郷中ハ百姓ハ勿論ハ郷吏ハ公義ハ公中間数ハ市屋ハ米ハ
為ハ不及申ハ 野ハ 一切ハ 仕ル事
附本俵ハ 百姓ハ別ニ取ル 指ハ 平日ハ 百姓ハ 音物ハ 仕ル
中分私曲ハ 仕間敷事

一 百姓ハ米貸借節相納ル節ハ 順番ハ 先ハ 中分ハ
ニ指ハ 帳ハ 相納ル事

三十七 社倉奉行誓紙

一 社倉奉行ハ 仰付上ル御役ニ付ハ 奉行ハ 帳ハ 御役ニ付ハ
ニ節ハ 帳面直ハ 諸事ハ 暗儀ハ 仕間敷事

一 外目ニ儀御定之通不直ニ 相納ル節ハ 利条條米足又定法
ニ通相改ル納ル事
附指米同溢ル儀ハ近躰置ハ不仕時ハ帳面ニ記置勘定相違ス
ル事

一 右私用百姓ニ一切仕間敷事

一 自分ニ儀ハ一切仕間敷事

三十二

朱書

一 於郷中百姓共ニ郡部ニ名前ヲ書付ル事

一 百姓共ニ年貢渡シ方御用捨ノ節ニ頂戴仕候ハ、先ヲ付ル事

三十八 家門役ニ市ヲ出シ渡ス分帳之事

年号	何郡
渡分帳	
月日	何村

一 子ノ年ヲ元ニ二ヶ年ニ千ヶ村ニ郡ニ人位ニ付ル

一 何某

右母

右甲

右母方

右子

何某

何某

一 壱人

一 壱人 南伴方

何ノ何某抜ニ付ル

右ハ家抜ニ付ル人数又者 何某抜ニ付ル

壱人ヲ以上

年号 月日

御代官西ノ方ヲ抜ル

何郡何村

庄屋 組下

一 武家方ヲ抜ル 武家方ヲ抜ル人ハ何方ヲ抜ル ヲ抜ル

右ハ何ノ郡ノ何ノ抜ル書出シ書法ヲ抜ル 定抜ル 只

抜ル人ハ方ヲ抜ル抜ル抜ル抜ル抜ル抜ル抜ル抜ル

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5507677077